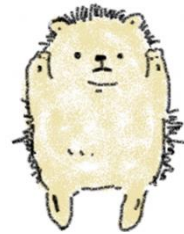


うんてんめんきょしゅとくひよう  
運転免許取得費用

いちぶ じよせい  
の一部を助成します！

宇佐市では障がいのあるかたの自動車運転免許を取得するための費用の一部を助成する事業を行っています！

～自動車運転免許取得費助成事業～



【対象者】

市内に住所を有する次の項目のすべてにあてはまる方

- ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
- ②普通自動車免許の取得により就労等社会活動への参加が見込まれる方
- ③教習所の自動車教習課程を卒業し、自動車運転免許を取得した方
- ④過去にこの制度の助成を受けていない方

【利用の流れ】

- ①教習開始前に、助成金交付申出書を宇佐市役所福祉課に提出してください。
- ②自動車運転免許取得。
- ③自動車運転免許取得後、3か月以内に助成金交付申請書を宇佐市役所福祉課に提出してください。
- ④申請内容が適正であった場合、宇佐市役所から助成金交付決定通知書が届きますので、助成金の請求を行ってください。

【助成金額】

教習所において自動車運転免許を取得するために直接要する費用の3分の2以内  
ただし、その額が10万円を超えるときは10万円を限度とする。

宇佐市役所 福祉課障がい者支援係  
電話番号 0978-27-8141